

愛知県廃棄物処理施設審査会議 会議録

1 日時

平成27年3月27日（金）午前10時から11時15分まで

2 場所

愛知県自治センター4階 大会議室

3 出席者

(1) 構成員及び専門委員

加藤座長、井上委員、岡田委員、片山委員、大東委員、松尾委員、安田委員、山澤委員、水野専門委員

(2) 事務局

環境部：岩田資源循環推進監、植家資源循環推進課長、元山主幹、塚本課長補佐、高橋主査、吉田主査、高崎技師

尾張県民事務所廃棄物対策課：丹羽主査、大久保技師

尾張県民事務所海部県民センター環境保全課：飯田主査、金子技師

(3) 申請者

株式会社海部清掃 黒田氏他

2 傍聴者

なし

3 議事録

別添のとおり

愛知県廃棄物処理施設審査会議 議事録

【議事 1】

株式会社海部清掃の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設設置許可申請について

○ 前回の審査会議(平成 27 年 1 月 27 日)における指摘事項に対する申請者の回答、株式会社海部清掃の事業計画の技術上の基準等への適合状況等に係る説明事務局から、資料 1 から資料 7 に基づき説明を行った。

○ 質疑応答

(委員)

今回計画されている施設は一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設の許可を取得しようとするものであるが、一般廃棄物と産業廃棄物を混合して処理するということなのか。

(事務局)

事業者を確認したところ、一般廃棄物と産業廃棄物を別々に焼却することもあれば、両者を混合して焼却することもあるとのことである。

(委員)

前回までの審査会議で燃焼ガス温度を一定に保つために焼却施設に投入する廃棄物の性状をできるだけ一定に保つ必要があるのではないかという議論があったと記憶しているが、一般廃棄物と産業廃棄物の焼却は別々に行うのが通常なのか、混合して焼却するのが通常なのかを確認したい。

(事務局)

事業者を確認したところ、通常は一般廃棄物と産業廃棄物は別に焼却するが、混合して焼却する場合もあるとのことである。

次に、燃焼ガス温度を一定に保つための措置については、まず、焼却する廃棄物の性状をできるだけ一定に保つためにあらかじめ混合して焼却施設に投入することとしている、また、燃焼ガス温度をモニターして燃焼ガス温度が低下するようであればカロリーの高い廃油を炉内に噴霧して燃焼ガス温度の上昇を図り、逆に燃焼ガス温度が高くなり過ぎるようであれば廃酸等を炉内に噴霧して燃焼ガス温度の低下を図るなど、燃焼中に投入する廃棄物の種類を調整することなどにより燃焼ガス温度を調整することとしている。

(委員)

資料 3 で作業区域外の構内雨水を処理するための油水分離槽の規模算定について説明があった。給排水フロー図によれば作業区域内の構内雨水も油水分離槽で処理することとされているが、この油水分離槽は作業区域外の構内雨水処理に用いるものと同じものなのか。

(事務局)

事業者を確認したところ、作業区域外用、作業区域内用の油水分離槽は別に設け

る計画とのことであり、設置する場所は保管施設配置図に図示されている。なお、油水分離槽の規模については、作業区域外、作業区域内とも同じものを予定しているとのことであった。

(委員)

給排水フロー図によれば、冷却水を熱交換器に通すことで得られる温水を利用しているが具体的な温水利用計画は何か。

(事業者)

現在、地域の方等外部で温水を利用してもらえるよう話をしているところである。当面は、場内で風呂やシャワーで温水を利用することとしている。

(委員)

場内で温水を利用した後の排水は、下水道へ放流するというのか。

(事務局)

計画地は下水道処理区域外であるため、排水は浄化槽で処理した後に河川へ放流することとなる。

(委員)

前回指摘があったと思うが、設置される浄化槽は5人槽とのことだが、温水利用した排水の処理も行うとなると浄化槽の規模が十分なものか心配である。

(事務局)

事業者を確認したところ、事務所等の生活排水を処理するための浄化槽として5人槽を予定しているとのことであるが、ご指摘の温水利用に伴う排水処理については計画熟度が高まっていないため、その処理に係る具体的な計画がないとのことである。ただし、温水利用に伴う排水は浄化槽で処理して放流することになるため、計画の熟度が高まった段階で、必要な規模の浄化槽を設置して当該排水は適切に処理した後に放流するとのことである。

(委員)

技術上の基準への適合状況を示した資料6及び資料7において、表中に「基準への適合状況」という欄があるが、ここに記載されている評価は、県による評価なのか審査会議による評価なのか。

(事務局)

県として評価した結果を資料として示させていただき、その記載内容の妥当性を審査会議で審査いただきたいという主旨のものである。

(委員)

「基準への適合状況」が、事業者による評価なのか県による評価なのかが不明確なので表現を工夫されたい。

(事務局)

今後は、「基準への適合状況」が県による評価であることが明確となるよう表現を修正する。

(委員)

ばいじんの保管場所に関する説明資料として、フレコンバックの資料が示されたが、実際に使用するフレコンバックは、「排出口有り」のものなのか、「排出口無し」のものなのか。

(事務局)

事業者を確認したところ、「排出口無し」のフレコンバックを使用するとのことである。

(座長)

ご意見、ご質問等も尽きたようなので、審査会議報告の検討に入ることとしたいがいかがか。

(各委員から異議なしの発言あり)

○ 審査会議報告案の内容説明

事務局が、資料8に基づき説明を行った。

○ 質疑応答

(委員)

内容ではなく脱字の指摘であるが、2ページの2行目の「生活環影響調査書」は「生活環境影響調査書」の誤りである。

(事務局)

ご指摘のとおり脱字があるので修正させていただく。

(座長)

同様の誤りは何か所あるのか。

(事務局)

1ページ目の報告文書のタイトル、2ページ目の別紙のタイトル、2ページの本文2行目の計3か所にあるので修正をさせていただく。

(委員)

2ページ目の配慮事項の4番で、「施設の運転管理、維持管理及び日常点検を適切に行うための措置について」指摘をしているが、点検結果等の記録を適切に行うことを求める必要はないか。

(事務局)

焼却施設に関しては、点検や維持管理の結果を記録して閲覧に供するなど公表することが廃棄物処理法に基づく義務として規定されているため、配慮事項には記載しなかったものである。

(委員)

4ページの構成員等名簿について、所属に誤りがあるので修正されたい。正しくは、「公益社団法人日本技術士会」である。

(委員)

4ページの配慮事項の5番であるが、「規制速度の遵守」が例示として挙げられている。交通安全への配慮を求めるのであれば「交通規制の遵守」を求めることも考えられるが、そうすると何を強調するのが不明確になる。「規制速度の遵守」を例示として挙げた理由は何か。

(事務局)

交通安全面への配慮も必要ではあるが、審査会議として指摘すべき内容は生活環

境保全の観点であり、その中でも自動車騒音の環境基準値を超過しているといった特性を踏まえて、騒音の低減に資するような内容を配慮事項として挙げることを考えたものである。自動車騒音の予測においては、自動車の走行速度に関するパラメーターがあり規制速度を遵守する前提での予測がなされていることから、実際の車両の走行に際して規制速度を超過して騒音の影響が増大することがないように配慮を求めることとしたものである。

(座長)

これまでに指摘のあった脱字3か所と誤字1か所について修正した上で内容については異議がないとのことであり、本案のとおり知事に報告することとしたいがいかがか。

(各委員から異議なしとの発言あり)

(座長)

異議がないので、本修正案のとおり知事へ報告することとし、審査会議終了後、報告を提出することとする。

【議事2】

その他

○ 事務局から、以下の2点についての報告があった。

(1) 損害賠償請求事件について

審査会議で以前審議された焼却施設に係る損害賠償請求事件（県が平成22年2月に設置許可を取り消した処分が違法であるとして、事業者が県を被告として、同年12月に、国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を提起したもの）について、平成26年3月13日の一審判決の言い渡し後、同年3月26日に控訴していた。

第二審においては県が行った許可取消処分が適法であることを丁寧に説明してきたが、高裁からは県の行った許可取消処分は違法であるとの厳しい心証が示され、和解の勧告があった。第二審での勝訴は難しく、少しでも賠償額を減らすために裁判所から示された和解条項を受け入れることとし、平成27年2月県議会において和解議案等を提案し議決され、3月16日付けで和解が成立した。

(2) 今後の審査予定案件について

大府市内の民間最終処分場が埋立容量増加に係る変更許可申請を予定しており、本年1月に県条例に基づく住民説明会が開催された。